

〈資 料〉

## フランス連結会計規則(2)

岸 悦 三

(受付 2001年10月11日)

### 訳者まえがき

近年のフランスにおける制度会計の革新は誠に瞠目に値する。

1999年、従来のプラン コンタブル ジェネラル(1982年〔1986年修正を含む〕)が廃止され、新基準が制定をみたのである。

新基準では個別会計に関するものと、連結会計に関するものが別個の省令によることとされた。因みに、従来は同一の省令によっていた。

連結会計にかかる新省令(1999年6月22日付 経済・財政・産業省, 法務省, 予算庁共同省令)は、1999年7月31日付官報で告示された<sup>1)</sup>。

新省令の構成は次のようになっている。

前書, 第1条, 第2条, 第3条

付録: 会計規則委員会規則

前書, 第1条, 第2条, 第3条

付録: 連結計算書に関する規程と方法

第1節 連結の範囲と方法

第2節 連結の法則

第3節 評価の方法と呈示

---

1) Arrêté du 22 juin 1999 portant homologation du règlement no 99-02 du Comité de réglementation comptable, Journal Officiel, Lois et Décrets, République Française, 31 juillet 1999, 131e Année, no 175, pp. 11475-11494.

なお、本資料の英語版は次のとおりである。但し、英訳版には、財務諸表の雛型はない。

Regulation 99-02, 29/04/1999, Relating to consolidated accounts of commercial companies and public enterprises.

<http://www.finances.gouv.fr/CNCompta/rcrc/rcrc99902>

第 4 節 連結総括書類（連結財務諸表——訳者〔岸〕注）

第 5 節 適用初年度

なお、第 2 節は次のようになっている。

第 2 節 連結の法則

細節 1 全部統合

20 一般原則

21 1 取引によって企業が連結範囲に含められるに至る場合

22 段階的取得による企業の排他的支配の獲得

23 排他的支配の比率の事後的変動

24 少数参加持分の交換

25 有価証券の保有率の変化が生じた事業年度の付属明細書中に  
示されるべき情報

26 全部統合による連結企業間の取引の相殺消去

27 その他の留意事項

細節 2 比例統合

28 比例的統合方法

細節 3 持分法

29 持分法手続

省令の冒頭から会計規制委員会規則付録第 1 節までは前号（第 42 卷第 1 号）で訳出した<sup>2)</sup>。

以下は、第 2 節の冒頭から 21 までを訳出したものである。

また、注はすべて、訳者（岸）のものである。

2) 岸悦三（訳）フランス連結会計規則(1)，修道商学，広島修道大学商経学会，第 42 卷第 1 号，2001 年 9 月，455 頁 - 466 頁。

## フランス連結会計規則

### 第2節 連結の法則

#### 細節1 全部統合

#### 20 一般原則

#### 200 排他的支配の下にある企業グループへの適用

排他的支配の下にある企業が全部統合によって連結される場合の法則は、個別計算書が連結範囲中に含まれる他の企業の計算書と異なる方法で作成される企業に対しても、同様に適用される。それはかかる企業は異なった活動セクターに属しているがゆえである。この場合、適切なセグメント情報が、付属明細書によって提供されるべきである。

しかしながら、このような処理を行ったとしたら、連結計算書が連結企業グループの財産、資本並びに損益の真実公正な概観を与えなくなるような例外的な場合には、これらの企業には持分法が適用される。しかも、付属明細書によって、適切な情報が提供されるに至る。

#### 201 評価の方法と提示の方法

一般的な会計原則が尊重されなければならない。連結計算書は、連結グループの財産、資本、損益に関するすべての重要性を有する情報を提供すべきである。評価、修正、内部損益の除去に当っては、当然重要性が考慮されるべきである。

更に、被連結企業の資産、負債、収益、費用はグループの内にあるものは同一の方法によって評価され、提示されるべきである。

従って、連結範囲中に含まれる諸企業の個別計算書作成に関してとられた会計方法、適用手続と連結計算書作成に関してとられたそれらとの間に相違が存するときは常に連結に先立って修正が施されるべきである。

#### 202 締切日

連結計算書に組みこまれる計算書は、連結企業（親企業をさす——岸注）の計算書の決算日と同一日に作成され、同一期間に関わるものとされるべ

きである。

連結されるべき企業の過半数が連結企業によって採用される日と異なる日に事業年度を終了する場合には、過半数の被連結企業によってとられた個別計算書の締切日に、また連結企業によってとられたその個別計算書の締切日に連結は行われる。但し、この場合、その理由が付属明細書において明らかにされねばならない。

これら 2 つの場合、連結計算書のためにとられた日に締切を行わない企業の連結は仮計算書を基礎として行われる。

連結の事業年度の末日が連結に含まれる企業の事業年度の締切日後 3 か月以内に到来する場合には、この仮計算書を作成する必要はない。もっとも、その間に起きた重要な取引は考慮される。

#### 21 1 取引によって企業が連結範囲に含まれるに至る場合

連結企業による支配の獲得によって、およそ企業なるものは、連結範囲に含まれるに至る。それは取引の法的形態の如何を問わない（有価証券の買入れ、合併、交換、部分的出資等）。

条項1000に示された原則によれば、ある企業の連結がまたその企業の率いるサブグループの連結が、単独で、もしくは連結される状況にある他の企業とともに、連結範囲に含まれる企業グループの連結計算書に照らして、重要性を有さないときは、当該企業は連結範囲に含まれない。反対に当該企業が条項1000に照らして重要性を有するに至る場合には、条項213に記された規定が適用されることとなる。

有価証券の取得原価と取得日において確認された資産、負債の総評価額との差額は取得差額（連結のれんをさす——岸注）を構成する。

#### 210 有価証券の取得原価

有価証券の取得原価は買手による売手への支払額（流動資産、連結範囲に含まれる企業によって交付、発行された資産、有価証券の公正見積額）プラス、購入に当って直接課されうるすべての他の費用に等しい。支払が延期されたり、分割払とされた場合、しかも割引の効果が重要性を有する場

合には、この原価は割引かれる。

何らかの事象の発生に応じて価格修正がなされるとの合意が存する場合、当該修正の可能性が高く、その額が信頼しうる方法で測定されうるならば、その修正額は取得日の取得価額に含まれていなければならない。取得の当初の会計処理に際し、たとえ不確実性が存するとはいえ、情報の信頼性を損うことなく、修正額の見積はすべて一般に可能である。これらの将来事象が起こらない場合、また見積の見直しが必要な場合、取得原価は修正され、取得差額上に相応の影響が及ぶこととなる。

取得原価に影響を及ぼす可能性が、取得日後消滅したときにも、取得原価は同じく修正されなければならない。

外貨で有価証券を購入した場合、連結範囲に含まれるに至った日の換算レートが適用される。取引に先立って、ヘッジが行われているときの換算レートはヘッジレート（繰延修正後または繰上げ修正後 *après correction du report-déport*) である。ヘッジ実行のための費用も同様に有価証券の取得原価に含まれる。

上記のすべての場合における有価証券の取得原価は、買手から売手に引渡された資産の価値プラス直接費（登録税、有価証券発行費、取引に参画した外部のコンサルタント、専門家に支払われた報酬等）、相応の節税額である。

外部企業の支配獲得が子企業の有価証券または、その他の資産の当該企業への引渡しによって得られた場合には、当該取引は実質的に取得と見なされる。この支配獲得の原価は、当該企業へ引渡された資産または有価証券の少数持分保有者に与えられた持分の公正価値に等しい。

かくして決められた原価と取引前のこの持分の帳簿価額との差額は譲渡損益を構成する。

引渡された資産は取引前に有していた価値で連結貸借対照表に記載される。流入資産は条項2112で定義されているごとく、流入価値で記載される。少数出資者持分はこれらと同じ基礎に基づいて決定される。かくして、取

得差額は専ら取得要素のみを対象とすることとなる。

#### 211 識別可能な資産，負債と取得差額

排他的被連結企業の最初の連結時，条項2101（英語版では215となっている——岸注）で定められた特別の場合を除いて，当該資産，負債の識別可能要素の流入価値は条項2112に記された方法によって評価される。連結貸借対照表への流入価値と被連結企業の貸借対照表中の同一要素の帳簿価値との差額は「評価差額」と呼ばれる。

資産，負債の識別及び評価は明白にして資料の裏付けを有する方法に拠って行われる。

#### 2110 日付と期間

識別可能な資産，負債は企業が連結範囲に含まれるに至った日に存する状況によって評価されねばならない。しかも事後の事象は考慮されえない。

実践上の理由により，連結企業は取得後に始まる最初の事業年度の末日に終了する期間にあっては，それを猶予される。当該期間中に企業はこの評価に必要な分析，査定に着手する。とはいえ，取得後の最初の決算時に当該見積が十分信頼されうる要素については暫定的評価がなされねばならない。

連結範囲に含まれた後の最初の事業年度の末日までに，その後の調査により連結貸借対照表への流入時に付された価値に関して，再評価を行う必要が生じた場合，当該価値は修正されなければならない。またそれによって，取得差額の粗価値並びに償却累計額の修正も当然行われることとなる。例えば，最初の連結時に確認された要素の増価，減価（キャピタルゲイン，ロス——岸注）が当該期間内に実現したとき，また，引当金が有効に活用されたとき，当該流入価値は再検討されなければならない。但し，それらが取得日後の事象によって生ぜしめられ，しかも取得と関係のない場合はこの限りではない。

#### 2111 資産，負債の識別

取得された企業の識別可能にして，無形要素を含む資産，負債は，当該

## 岸：フランス連結会計規則(2)

価値の追跡調査が可能な条件の下にあれば、別個に評価されうることとなる要素である。無形資産に関していえば、殊に、特許権、商標権そして、市場占有率の場合がそうである。

無形資産は、次の場合にのみ連結貸借対照表に別個に記載されうる。即ち、本質的に資産がもたらしうる将来経済便益または市場価値が存するならば、それに基づいた客観的にして適切な規準に従って資産の評価がなされうる場合である。

### 2112 識別可能な資産，負債の流入価値

#### 21120 一般原則

グループ内への流入に関するかぎり、識別可能な資産の評価により生ずる額が新しい粗価値を構成する。この粗価値は譲渡の場合の増価、減価並びに連結損益計算書に現われる償却および減価引当金繰入についての事後の計算の基礎となる。

最初の連結日に記録された危険費用引当金は、引当金の事後における繰入、取崩の決定基礎となる。

#### 21121 採られるべき評価方法

識別可能な資産，負債は連結企業の予定する活用に基づいて定められた流入価値で連結貸借対照表に記載される。

それらの評価を行うために、これらの資産は次の2つのカテゴリーに分類される。

——非営業用資産

——営業用資産

非営業用資産，即ち転売されるべき資産，または営業に必要でない資産は、取得日（子会社取得日をさす——岸注）の市場価値で評価される。また市場が存しない場合は、可能性の高い正味実現可能価値で評価される。この価値は見積保有期間に亘っていかなる収益をも生まない場合には、時として割引かれうる。活動の全部門の譲渡または閉鎖がきまっている場合、その予見される営業にかかる損失に対しては、引当金が計上される。なお、

計上に当っては予測される譲渡利益が控除される。

営業用資産は連結企業にとっての利用価値で評価される。この価値は企業がこれら要素を、仮に別個に取得したと仮定したとき、支払に同意したであろう価格に相当する。なお、これは意図的利用を考慮してでのことである。一般的に利用価値は取得され、活用されることとなっている資産についての取替価値、即ち、連結企業が当該資産を恐らくは異なる新しい資産に置きかえるために行わなければならなかったであろう投資に等しい。なお、この新資産は企業をして、当該部門における生産の続行を可能ならしめるものである。

評価差額にかかる繰延税金債権債務は条項31の規定するところに従って記録される。

少数出資者の権利は取得された企業の再評価純資産を基礎として算出される。

とはいえ、従前、一部再評価手法を実践してきた企業はそれを続行することができる。この方法とは識別可能要素の再評価を取得有価証券の持分部分に限ることである。少数出資者の権利は従って、被取得企業の貸借対照表に示されているごとき諸要素の帳簿価値を基礎に考慮されることとなる。

#### 21122 営業にかかる資産、負債の利用価値の決定

取得日における利用価値を要素ごとに決定することが目的である以上、適用される方法は、連結企業が連結貸借対照表のために通常用いている評価方法とは異なりうる。例えば、退職給付債務に備えること、貨幣性資産の流入価値決定のために、財務的純現価法、費用引当金設定といった方法に訴えることは当をえている。なぜなら、そのことは獲得額に重要な影響を及ぼすからである。

利用価値の原則は帳簿価値が利用価値を表すことを妨げるものではない。

無形固定資産：すべての識別可能な無形資産には被連結諸実体の個別計算書には記されていないものも含まれているが、これらすべてが評価の対



象となる。

無形固定資産の利用価値は同様の財貨についての活発な市場が存在する場合、その市場価値に一致する。活発な市場とは同じ性質の財貨が秩序的に既知の価格で交換される市場を意味する。活発な市場が存在しないとき、無形固定資産の利用価値は当該セクターで実際に行われていることを参考にして決定されるべきである。

#### 特別の場合

ファイナンスリースの当該期間内にあるもの：被取得企業が、ファイナンスリースの枠組内の財貨を保有し、しかも連結企業がこの種の契約内容をその資産中に記録しないことを選択した場合、それに対応する無形の権利は次のものの差額で評価される。

——一方で、次に示されるようにして決定されたリースの対象たる有形固定資産の価値

——そして、他方、未経過リース料残高と買戻し選択権の現在価値に相当する取得日における債務残高

進行中の研究開発プロジェクト：識別可能にして信頼できる手法で評価しうる進行中の研究開発プロジェクトに相応する取得原価の一部は、即時、費用として計上される。例外的に識別可能にして信頼できる手法で評価しうる明らかに個別化可能であり、商業的収益性の確かな可能性を有する開発プロジェクトに相応する取得原価の一部は、それがグループの手法である場合には、固定資産として計上される。また、たとえグループの手法でなくとも計上されうる。

設立費ないしは、数期間配分費の性質を有する無形資産：取得企業は自らの意思によって設立費、数期間配分費用の価値を、被取得企業の計上の有無に拘らず評価すべきである。それに相応する資産は被取得企業によって実際に負担された費用額を上回りえない。

有形固定資産：一般的な財貨（殊に、土地、非産業用建物）の場合、市場価値に一致する。また経営にとって特有の財貨の場合、正味取替価値に一

致する。後者の場合、連結企業による意図的使用を考慮した同等財の新しいものとしての価値が求められる。正味取替価値を得るために、この価値から、耐用年数のうちの経過期間に相当する償却累計額が控除される。この正味取替価値は取得企業にとっての財貨の新しい価値を構成し、グループ内で適用される方法に従って取得後の計算の基礎として役立つ。

参加（資本・利益参加をさす——岸注）とその他の固定資産としての有価証券：取得された有価証券は連結企業にとってのその有用性によって評価される。従って全部統合、比例統合によって連結され、また持分法が適用された有価証券は直接的に評価されるのではなくて、それらが表す子会社等の識別可能な資産、負債要素によって評価される。これに対して、連結されない、また持分法の適用を受けない有価証券はその市場価値で評価される。それは相場のあるものの場合、一般に取得日における取引所の相場に等しい。また一時的な強い変動の影響を和らげるための十分長期に亘って認められる相場の加重平均に等しい。相場のない有価証券の有用価値は比較可能なセクターの企業において見てとれるキャッシュフロー、損益の倍数を参考にして決定される。殊にその成長見込によって決定される。

棚卸資産と進行中の契約：一般に棚卸資産の有用価値は、歴史的購入原価または被取得企業の諸勘定に反映される製造原価に一致するというものではない。なぜなら棚卸資産のすべての要素をそれが存するいわば発展した状態のものにまで仕立て上げた労苦を考慮すべきである。従って、完成品は販売価格マイナス実現のために残された販売努力に関連する費用およびマージンで評価される。このマージンは当該セクターにおける売手の販売活動の正常マージンを基礎にまた回転の遅い棚卸資産については、保有のためにかかりうる財務費用を加えたものを基礎にして決定される。製造中の生産物は上記と同じものから、未発生原価と生産者の追加的マージンを引いたものを基礎にして評価される。つまり原材料はその再取得原価で評価される。このように、これより行われるべき残余の生産活動、販売活動にかかる正常なマージンのみが、取得生産物に関して連結企業が生み

## 岸：フランス連結会計規則(2)

出す損益に寄与するわけである。

貸付金、債権、債務：その流入価値は満期日の額の割引額で決定される。割引率としては、子会社取得日における適切な金融市場で認められる率が用いられる。なお、これはこの割引の効果が重要性を有する場合である。このルールは例えば、貸付金ないしは債権が支配獲得日において、市場の正常な状態のもとで利息を生まない場合に適用される。

一時所有の有価証券：それらは実現価値（相場のある有価証券に関していえば、取引所の相場）で、しかも売却のための費用を控除したもので評価される。

従業員に与えられた長期的給付に関する義務：退職金、退職付加金、医療給付、功労金といった従業員に与えられる長期給付関連義務は対応する制度の財政状況をふまえて、取得時（支配獲得時をさす——岸注）に確認され、会計処理されなければならない。たとえ、連結企業が連結計算書中でこの原則を適用しないといった前提を有していてもそうである。これらの義務は、連結企業に固有の保険計理方法に従って評価されねばならない。取得日におけるいかなる保険計理上の負債をも繰延べずにである。なお、予定リストラクチャリング計画と整合性のある受益者数を考慮すべきである。

もしこのような義務をヘッジするために資産が取っておかれる場合には、それらは取得日（支配獲得日をさす——岸注）における実現価値で評価されねばならない。そして、記帳義務額が控除され、引当金が設定される。資産が保険計理上の義務額を超えると、ヘッジの超過額は企業がそれを回収しうる範囲内で資産に記載される。それは償還方式によるか、またはこれらの義務ゆえのしかるべき将来寄与額の削減方式による。

引当金：取得日における被取得企業の負債の評価は、その時点で確認されるすべての危険負担を考慮して行われるべきである。しかしなお追求されるべき活動に関する将来の経営の損失のための引当金を考慮してはならない。但し、履行中の契約にかかる損失のケースはこの限りでない。しか

も、リストラクチャリングの費用のための引当金の認識は次の条件を厳しく受けとめてはじめてなされる。

——リストラクチャリング計画が執行機関によって、明確なものとされ、しかも費用が十分詳細に見積もられていること。

——取得日後に開始される事業年度末より前、即ち、識別可能な資産、負債の流入価値を正確に決定すべく連結企業に委ねられた期間の満了より前に、これら計画とその結果の開示がなされてしまっていること。以上である。

更に連結企業にかかわるこれら計画の一部について、取得なる事実由来する重複能力の削減に相当する費用のみが考慮され、有価証券の取得原価に含められる。これは対応する税の節減なる正味額のためのものである。

それに反して、次のものは被取得企業の識別可能な資産、負債とは考えられない。

——被取得企業が、子会社を支配している場合、この被支配企業の連結される貸借対照表に記されている残余取得差額。反対に、殊にサブグループ内に存する少数株主持分に対応する取得差額部分を、当該サブグループ関連活動に割当てては当をえている。

——のれんが条項2111で定められている条件を満たしていない場合にはそののれん

——債権、当該引当金及び債務にかかる繰延換算差額

——設備助成金ないし投資助成金、但し償還の可能性の高いものは除かれる。

#### 21123 流入価値の事後追跡

通常グループによって守られる会計ルールに従って、再見積価値の評価が毎年行われる。

条項2110に定められた期間を越えての増価、減価並びに最初の取得時における帰属価値に関して認識された引当金繰入、取崩は取得差額に影響を及ぼすことなく連結損益に加減される。条項2110に定められた1年を越え

## 岸：フランス連結会計規則(2)

て実現された税節減額についても同様である。これは繰延税金資産が取引時に識別可能なものと考えられていなかったことによるものである。しかしながら、最初の連結日に記録された危険引当金、リストラクチャリング引当金の過剰分の取崩は取得差額の特別償却の場合に限られる。事後の繰入はこの特別償却を考慮する。

最初の連結時の誤謬（見積の変更によるものではない）によって不当なものであることが明らかとなった再見積価値は取得差額の遡及的修正なる反対記帳によって訂正されなければならない。

連結企業が退職給付のための引当金を設定していない場合、またリースを資産計上していない場合、しかもそれらが活用されたとき、取得時の識別可能な当該資産、負債は見直され、損益は修正される。

### 2113 取得差額の会計処理

#### 21130 積極取得差額

積極取得差額は固定資産として記入され、一定期間に亘って償却される。償却期間は取得時に採られた前提、そのとき決定され、資料によって裏付けられた目的をできるかぎり合理的に反映すべきものでなければならない。

償却計画決定に資した要素中に不利な重要な変化が起きたときは特別償却が行われるか、または償却計画の修正が行われなければならない。しかしながら減価引当金（償却以外の価値低下のための引当金をさす——岸注）は、すべて除かれる。有利な重要な変化が起きた場合、将来の償却計画は修正される。しかし償却の遡及の見直しは一切行われぬ。

#### 21131 消極的取得差額

消極的取得差額は一般に有利な条件下で行われた取得に由来する潜在的増価、また被取得企業の不十分な収益力に対応する。

付属明細書において正当なる旨が十分明らかにされる例外的な場合を除いて、積極的評価差額を認識したがゆえに、消極的取得差額が生じたというようなことがあってはならない。

場合によってはあり得る消極超過額は一定期間に亘って損益に付加され

る。その期間とは取得時に採られた前提、決定された目的を反映するものでなければならない。

#### 212 取得差額の自己資本からの控除

付属明細書において正当なる旨が十分明らかにされる例外的な場合にあっては、企業の積極・消極取得差額は自己資本中に記載されうる。即ち自己資本に付加され、また、それから控除される。

「例外的な場合において」なる表現は商法第 9 条第 7 項の意味において理解される。即ち、およそ会計規定なるものを適用しても企業の財産、資本、損益の真実公正な概観がえられないことが明らかな場合、会計規定から離脱する旨が付属明細書に記され、財産、資本、損益への影響を指摘することによって、その正当なる旨が明らかにされるのである。

#### 213 取得が数年度に亘る排他的被支配企業の最初の連結

取得が数年度に亘る排他的被支配企業の最初の連結時における流入価値及び取得差額は恰もこの最初の連結が支配獲得日に有効なものとなっていたかのごとく決められる。

支配獲得以後のこの企業による累積損益はグループの受取配当控除後、取得差額の償却後、連結損益中に記される。

#### 214 付属明細書中に記される情報

付属明細書には次の情報が含まれる。即ち、連結範囲に含められた日における有価証券の取得原価、積極的取得差額、償却期間、消極的取得差額及びその取崩方法といった情報である。

この取得によって影響を受けた連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資金計算書のすべての項目にかかる重要な変動の影響が、同様に付属明細書において明らかにされる。

損益に関していえば、これらの情報は、同一連結範囲の当年度と前年度との両方の見積損益計算書を示すものであることが望ましい。その際、取得差額の償却、取得によって生ぜしめられた財務費用が考慮される。

更に、取得原価、即ち取得価額及び事業年度の締切日と計算書作成日と

の間に行われた譲渡に関わる情報が付属明細書によって明らかにされる。

#### 215 離脱による方法

上記の原則の例外として、被取得企業の資本を構成する資産、負債の価値が、当該企業の有価証券（これは連結企業のリストラクチャリングの費用を含みえない）に取って代るのである。この資産、負債の価値は取得日におけるグループの会計基準に従って修正された計算書から生ずるがごときのものである。なお、これは次の4つの条件が満たされた場合におけるものである。

- a) 取得は被取得企業の資本の少なくとも90%を対象とする唯一の取引でなされること。
- b) 連結内に含まれている企業の株式ないし持分の即時または5年内の一定時期における発行を規定している協定によって取得がなされること。
- c) 上記b)に定められている場合を除いて、実質的に取引時の発行額の10%超の額を売手に支払わないことが協定によって定められていること。
- d) 支配獲得日以後2年間取引の実質が、次のような取引によって改変されることは許されない。即ち、資本金または積立金の償還、株式の一定条件によるか、ないしはオプション的な買戻し、例外的性質を有する配当による分配といった取引である。

被取得企業の資産、負債の流入価値は、それらの純帳簿価値に等しい。取得日に当該企業において、グループの会計基準に従って資産、負債は修正されるのである。即ち粗価値と償却、引当金が弁別されるのである。上記で定められた離脱的方法の適用から生ずる差額は、連結された自己資本に付加され、またそれから控除される。

実践的理由ゆえに、グループの会計基準による修正を終えるための期間は、条項2110に定められたものと同じである。当該期間中の修正はすべて自己資本中に記される。取得後の譲渡損益、引当金の繰入、取崩は連結損

益に加減される。しかしながら、支配獲得後2年以内に実現した非営業用資産にかかる譲渡損益は自己資本中に記される。それらの正味税額ゆえである。

このような離脱的方法の適用、それによってもたらされる積立金の変動、並びに該当諸企業の名称は付属明細書中に示されるべきである。

(付記) 本資料の原文入手については、流通科学大学教授黒田全紀氏のご助力をえた。記して謝意を表す。

(追記) 個別会計の基準たるプラン コンタブル ジェネラルについては、次のものを参照されたい。

岸 悦三 (訳), プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) (1999年版) (1), 東亜大学経営学部紀要, 第13号, 2000年12月, 91頁-122頁.

岸 悦三, プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) 1999に関する一考察——一般原則, 財産, 成果の意義をめぐって——, 修道商学, 広島修道大学商経学会第41巻第2号, 2001年2月, 169頁-180頁.

岸 悦三, フランス新会計基準における財産評価とその会計処理, 東亜大学研究論叢, 第25号第2号, 2001年3月, 3頁-23頁.

岸 悦三 (訳), プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) (1999年版) (2), 東亜大学経営学部紀要, 第14号, 2001年3月, 132頁-176頁.

岸 悦三 (訳), プラン コンタブル ジェネラル (フランス会計原則) (1999年版) (3), 東亜大学経営学部紀要, 第15号, 2001年10月, 116頁-138頁.